

企画提案書審査基準

No.	審 査 項 目	審 査 基 準		
		A : 該当する又は優れている (5点) B : おおむね該当する (3点) C : 該当しない又は不明 (1点)	配分	配点 (100)
1	システムの構築	L I N Eによる相談システム及び通報システムが使用しやすいものになっている。	×2	10点
2	周知用資材の作成・送付	ポスターや周知用カードによる周知方法が、相談対象者に十分周知が図れるような内容になっている。	×2	10点
3	L I N E広告の配信	L I N E広告配信の時期、配信方法、配信内容が、アカウントの周知及び友だち登録に効果的な内容となっている。	×3	15点
4	相談員の配置	専門的な相談員が業務を担当する、緊急時の対応等が十分に配慮されている等、想定される業務に対して十分な実施体制となっている。	×3	15点
5	通報報告者の配置	通報報告者を配置し、通報後の対応等が、想定される業務に対して十分な実施体制となっている。	×3	15点
6	相談業務・通報業務	通年相談期間は仕様書を最低日数・時間とし、より長期間、長時間実施できる体制となっている。	×3	15点
7	集計・分析	提案内容や過去の実績から、相談体制、通信ログの分析が十分に配慮された事業計画となっている。	×2	10点
8	見積金額	見積金額が予算の範囲内であり、提案内容から考えて現実的な金額である。	×2	10点
合 計				100点